

障がい発第001596号
令和6年（2024年）3月12日

訪問看護ステーション 各位

熊本市長 大西 一史
（公印省略）

熊本市「こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者（児）医療費」
助成制度に係る運用の変更について

日頃から本市の医療費助成制度にご理解、ご協力頂き誠にありがとうございます。

さて、本市では市の独自事業である「こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者（児）医療費」について、令和6年度より受給資格者に公費負担者番号を付与することで、療養の給付請求分と医療費助成分を併せて請求することができる「併用レセプト」を用いた取り扱いを開始する予定です。

これまで訪問看護ステーションを利用された際の一部負担金額については、受給資格者が市（区）の窓口で助成の申請（償還）をする必要がありましたが、今後は各訪問看護ステーションにおいて、併用レセプトを用いた審査支払機関への請求をしていただくことで、受給資格者は市（区）へ申請をする必要がなくなり、負担軽減等につながるものと期待しております。

については、併用レセプトを用いた請求にご協力頂きますようお願いいたします。

なお、別紙として、概要を添付いたしますので、併せてご一読ください。

【お問い合わせ先】

「こども医療費、ひとり親家庭等医療費について」

熊本市こども支援課

TEL：096-328-2158

「重度心身障がい者（児）医療費について」

熊本市障がい福祉課

TEL：096-361-2159

運用変更の概要

チェック Point!

「併用レセプト」を用いた医療費請求が可能になります。

1 開始時期（医療費によって異なります。）

（1）「重度心身障がい者（児）医療費」は、令和6年（2024年）8月診療分から開始します。

（2）「こども医療費、ひとり親家庭等医療費」は、令和6年（2024年）12月診療分から開始します。

2 併用レセプトの対象者 ※対象となる医療費

（1）全国健康保険協会や健康保険組合等の社会保険（健康保険）をお持ちの方

（2）熊本市国民健康保険をお持ちの方で高額療養費に該当する恐れのない（月7,000点未満、未就学児は月10,500点未満）方

※ 法定負担割合（2、3割）の一部負担金額から福祉医療の自己負担金を除いた金額

3 併用レセプトの対象外者

（1）国民健康保険加入者で高額療養費に該当する恐れがある（月7,000点以上）方

（2）国民健康保険加入者で高齢受給者証をお持ちの方

（3）後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

3の（1）、（2）、（3）の方は、これまで通り、償還払い（受給資格者が市の窓口で助成の手続きが必要）となります。

4 その他

（1）運用の変更に伴って、レセコンの更改が必要な場合があります。

（事前にお使いのレセコンベンダーにお尋ねください。）

（2）併用レセプトの対応が難しい場合は、これまで通り償還払い（受給資格者が市（区）の窓口で助成の手続きを行う）をご案内ください。

（3）令和6年（2024年）6月頃にマニュアルを送付する予定です。